

委任状(自動車税過誤納金受領用)

【鳥取県】

鳥取県 部県税事務所長 様

提出日:平成 年 月 日

【委任者】 ※当該年度4月1日時点の納税義務者

住所 (所在地)	〒 ー ー 都道府県 市郡			※住民票上の現住所を記載してください。	
氏名 (名称)	(フリガナ)			印	
	代表者職名	代表者名	担当者名		
電話番号	ー ー			※日中連絡可能な番号を必ずご記入願います。	
私は、下記の自動車に係る自動車税還付金の受領に関する一切の権限を下記受任者に委任します。 なお、このことについて問題が生じても、異議を申し述べません。 また、本委任状が県税事務所に到達した日から3ヶ月を経過しても 過誤納金が発生しなかった場合は、本委任を解除します。(当該年度分の過誤納金のみ対象。)					

記

【還付対象となる自動車の内容】

自動車登録番号	鳥・鳥取	還付事由発生年月日	平成 年 月 日		
還付発生事由	1. 抹消登録 2. 誤納(二重納付等) 3. その他()				

【受任者】

住所 (所在地)	〒 ー ー 都道府県 市郡				
氏名 (名称)	(フリガナ)				
	代表者職名	代表者名	担当者名		
電話番号	ー ー			※日中連絡可能な番号を必ずご記入願います。	
受領方法	※いずれかに○をしてください。				
	1. 口座振込により受け取る。(なるべくこの方法での受領をお願いします。)				
	金融機関名	銀行・組合 本店・支店 金庫・農協 支所・出張所			
	金融機関コード		ー		
	口座番号			口座種別	普通・当座・別段
(フリガナ) 口座名義人					
2. 鳥取県が指定する金融機関の窓口で受け取る。(鳥取県内在住の場合のみ)					
当該還付について、何らかの問題が生じた場合は、受任者が一切の責任を負います。					

【提出期限】

- 還付事由が生じた月の翌月10日まで(必着)

【注意事項※必ずお読みください。】

- 押印・記入漏れ若しくは記載誤り又は添付書類の不備等があった場合は受理できませんので、記載事項等よくご確認の上、提出してください。(委任者が記載すべき事項に訂正がある場合は、必ず委任者の印で訂正してください。)
- 委任者の現住所及び氏名が納税通知書(登録されている住所・氏名)と異なる場合は、住民票・戸籍・登記簿等移転の履歴を確認できる書類を添付してください。(写し可)
- 委任状を提出された場合でも、地方税法第17条の2の規定により、委任者(納税義務者)に未納の徴収金(自動車税以外の税目、延滞金等も含む。)がある場合には、未納の徴収金に充当するため、還付がなされなかったり、過誤納額と実際の還付額が一致しないことがあります。
- 還付事由が生じてから提出してください。

【提出及び問い合わせ先】

- ・東部県税事務所 0857-20-3511~3513
- ・中部県税事務所 0858-23-3112, 3107
- ・西部県税事務所 0859-31-9604, 9605